

令和6年度 償却資産申告の手引き

群馬県太田市

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、固定資産税は土地や家屋のほか事業用に所有している償却資産についても課税の対象となります。地方税法第383条の規定により、太田市内に償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。この手引きを参考に、申告書を作成のうえご提出ください。

* もくじ *

1. 償却資産のあらまし	2 ページ
2. 償却資産の種類と具体例	3 ページ
3. 償却資産の申告方法	3 ページ
4. 償却資産の評価	4 ページ
5. 償却資産の課税のしくみ	4 ページ
6. 地方税と国税の取扱いの比較	5 ページ
7. 少額資産の取扱い	5 ページ
8. 償却資産申告書の記入例	6~7 ページ
9. 種類別明細書の記入例	8~9 ページ
10. 課税標準の特例の適用を受ける資産	10 ページ
11. 家屋と償却資産の区分表	11 ページ
12. 主な償却資産とその耐用年数(業種別)	12 ページ
13. 実地調査等のご協力のお願い	12 ページ

■提出期限 令和6年1月31日(水)

郵送 ※1・電子申告での提出も可能です（3ページを参照）。

※1 提出用の返信用封筒を同封していないため、郵送で提出する場合は、ご自身で封筒と必要分の切手をご用意ください。ご理解・ご協力をお願いします。

■提出先とお問い合わせ先

太田市役所 資産税課 管理・償却資産係（本庁舎2階21番窓口）

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

《電話》 0276-47-1920（直通）

《ホームページ》

<https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0030-007soumu-shisanzei/>



太田市 儻却資産

検索

キリトリ線



郵送の場合、
切り取って宛名
ラベルとしてご利用ください。

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所 資産税課 管理・償却資産係 行

1. 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。ただし、取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産は償却資産から除きます。

(地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉)

2. 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有されている方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。

3. 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在事業の用に供することのできる資産のうち、次の(1)(2)の要件を満たすものです。

- (1) 土地家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産。
- (2) 耐用年数が1年を超えて取得価額(1個又は1組あたり)が10万円以上の資産。
(ただし、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります。)

◎ 次のような資産も申告が必要となりますので、ご注意ください。

- ア 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取扱います。)
- オ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- カ 取得価額30万円未満の資産で中小企業者の少額資産特例に該当するもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
- ク 賃借人(テナント)が取付けた内装、造作、建設設備等の事業用資産(特定付帯設備)
(原則として賃借人が申告してください。)

4. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
(実際に自動車税等が課されている必要はありません。)
例:小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等
- イ 無形固定資産(例:ソフトウェア、特許権、実用新案権等)
- ウ 繰延資産(例:創立費、開業費、開発費等)
- エ リース資産で取得価額20万円未満のもの
- オ 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産で、一時に損金算入されたもの

2. 償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる主な資産は次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設、外構工事、看板、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受電設備、予備電源設備、貸借人による内装・内部造作等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両、フォークリフト等）
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

3. 償却資産の申告方法

		提出書類
前年度に引き継いで申告される方	資産に増減のある場合	申告書と種類別明細書をもとに 令和5年1月2日から令和6年1月1日までの增加資産（申告漏れ分も含む）と減少資産 を記入し提出してください。
	資産に増減のない場合	申告書の備考欄「 2.資産の増減なし 」に○をつけ提出してください。
	廃業・解散・転出等された場合	申告書の備考欄「 5.閉鎖・廃業・解散・転出等 」に○をつけその年月日を記入し提出してください。
初めて申告される方	資産のある場合	令和6年1月1日現在に所有されている資産の全部を記入し提出してください。
	資産のない場合	申告書の備考欄「 3.該当資産なし 」に○をつけ提出してください。
企業の電算処理による全資産申告をされる方	令和6年1月1日現在に所有されている資産の全部を申告してください。	申告書と全資産の種類別明細書
電子申告（eLTAX）による申告手続きをされる方	太田市では、eLTAX（エルタックス 地方税ポータルシステム）を利用して、インターネットによる電子申告を行うことができます。電子申告の全資産申告をする場合は、増加資産及び減少資産の種類別明細書を添付して提出してください。eLTAXの手続きなどの詳細は、eLTAXホームページをご覧いただか、ヘルプデスクへお問い合わせください。 eLTAXホームページ < https://www.eltax.lta.go.jp/ > ヘルプデスク電話番号 TEL 0570-081459 (IP電話等の場合は 03-5521-0019) ヘルプデスク受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く)	申告書と全資産の種類別明細書

申告の注意点

1. 申告書の記入方法については6～9ページの記入例を参照してください。
2. 申告書を郵送される方で、控用に受付印を必要とされる方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。
3. **該当資産のない場合や前年度の申告内容と変更がない場合も、申告書は必ず提出してください。**
4. 太田市が配布する申告書のうち、個人番号又は法人番号記載欄に「*」印字がされている方につきましては、番号の記載を省略していただいて差し支えありません。

4. 債却資産の評価

1. 債却資産の評価

(1) 基準評価額（半年償却法）

初年度において、前年の7月に当該資産を取得したものとみなし、償却計算を行う方法。
評価額の算定においては、残存価格は取得価格の5%までとなり、減価償却率は旧定率法となります。

（計算方法）

初年度 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)

次年度 前年度評価額 × (1 - 減価率)

計算例 令和5年7月業務用洗濯機（耐用年数13年）を¥500,000で取得した場合。

$$\text{初年度 } \left(\begin{array}{c} \text{取得価額} \\ 500,000 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{前年取得の} \\ \text{減価残存率} \end{array} \right) = \frac{1 - \frac{0.162}{2}}{1 - \frac{0.162}{2}} = 0.919 = \text{評価額} 459,500$$
$$\text{次年度 } \left(\begin{array}{c} \text{前年度の評価額} \\ 459,500 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{前年前取得の} \\ \text{減価残存率} \end{array} \right) = \frac{1 - 0.162}{1 - 0.162} = 0.838 = \text{評価額} 385,061$$

(2) 課税標準額

評価額の合計額が課税標準として課税されます。ただし、課税標準の特例が適用される場合は特例適用資産の価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

(3) 税率及び税額

税率 100分の1.4

税額 債却資産の課税標準の額 × 税率

(4) 免税点

課税標準となるべき合計額が150万円未満の場合は、課税されません。

2. 減価残存率表

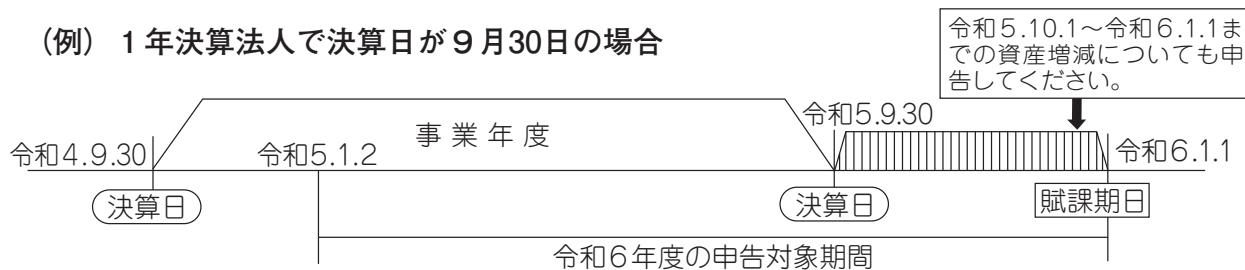
耐用年数	減価率	減価残存率													
		前年中取得	前年前取得												
2	0.684	0.658	0.316	9	0.226	0.887	0.774	16	0.134	0.933	0.866	23	0.095	0.952	0.905
3	0.536	0.732	0.464	10	0.206	0.897	0.794	17	0.127	0.936	0.873	24	0.092	0.954	0.908
4	0.438	0.781	0.562	11	0.189	0.905	0.811	18	0.120	0.940	0.880	25	0.088	0.956	0.912
5	0.369	0.815	0.631	12	0.175	0.912	0.825	19	0.114	0.943	0.886	26	0.085	0.957	0.915
6	0.319	0.840	0.681	13	0.162	0.919	0.838	20	0.109	0.945	0.891	27	0.082	0.959	0.918
7	0.280	0.860	0.720	14	0.152	0.924	0.848	21	0.104	0.948	0.896	28	0.079	0.960	0.921
8	0.250	0.875	0.750	15	0.142	0.929	0.858	22	0.099	0.950	0.901	29	0.076	0.962	0.924

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応する減価率表」より作成

5. 債却資産の課税のしくみ

償却資産の賦課期日は1月1日です。法人の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降賦課期日までに資産の増減があるときは、それらの資産についても申告してください。

（例）1年決算法人で決算日が9月30日の場合



※事業年度末以降賦課期日までに取得した資産で、令和6年度の申告に間に合わない場合は、当初申告後に修正申告をお願いします。

6. 地方税と国税の取扱いの比較

国税との比較は次のとおりです。

項目	地方税の取扱い (固定資産税)	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日 (1月1日)	事業年度 (決算期)
減価償却の方法	定率法適用 ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	定額法、定率法の選択制 〔平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得された建物は「旧定額法」〕 【定率法を選択の場合】 <ul style="list-style-type: none">・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用・平成19年4月1日以降に取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却、割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
陳腐化償却(耐用年数の短縮)	認められます	認められます
少額減価償却資産の即時償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額(1円)
改良費(資本的支出)	区分評価	原則区分評価、一部合算も可

7. 少額資産の取扱い

償却資産において申告の対象から除外する、いわゆる「少額資産」については、地方税法の規定により、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの又は取得価額20万円未満の資産のうち3年で一括償却したもの及びリース資産で取得価額20万円未満のもののみをいいます。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、償却資産の申告の対象となります。

取得価額が同じでも、償却資産の申告が必要かどうかについては、償却方法の選択によって異なります。下の表で○のついた資産は、申告が必要となりますのでご注意ください。

○=申告対象 ×=申告対象外

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例		○	○	
リース資産	×	×	○	○
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		

8. 償却資産申告書の記入例

- ◎ 申告書への押印は不要です。
 - ◎ 印字している内容に変更がある場合は、赤二本線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

この申告書について応答される方の氏名及び電話番号を記入してください。

申告書の作成を税理士に依頼している場合は、氏名及び電話番号を記入してください。

個人の場合は所有者の住所を、
法人の場合は本社（店）の所在地を記入してください。納税通知書の送達先が別にある場合は括弧書きで付記してください。

個人の場合は所有者の氏名（フリガナ）及び屋号を記入してください。法人の場合は名称及び代表者氏名（フリガナ）を記入してください。

今までに申告している方は、申告された資産の全部について、その取得価額が記入してあります。本年はじめて申告される方については新たに記入してください。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

本年度の賦課期日に所有している資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

個人番号を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施しています。申告の際は次の確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は確認資料の写しの添付をお願いいたします。

1. 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し（個人番号付）」等
身元確認資料	「個人番号カード」「運転免許証」「パスポート」等

2. 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」「本人の住民票の写し（個人番号付）」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人のパスポート」等
代理権確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等

「*」が印字されている方は、記載を省略していただいて差し支えありません。

受付印		令和6年1月25日		令和6年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		【提出用】	
(あて先) 太田市長						※所有者コード 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	
所 有 者 者	1 住 所 (又は納税通 知書送達先)	〒373-8718 太田市浜町2-35		3 個人番号又は 法人番号			8 短縮耐用年数の承認 有・無
	2 氏 名 (フリガナ) (法人にあってはそ の名称及び代表者 の氏名)	カブシキガイシャ オオタシセイサクジョ 株式会社 太田市製作所 オオタシロウ 代表取締役 太田市郎 (屋号)		4 事業種目 (資本金等の額) 自動車部品製造業 (10 百万円)			9 増加償却の届出 有・無
		※必ず電話番号を記入してください。 (電話 47-1234)		5 事業開始年月 平成13年4月			10 非課税該当資産 有・無
				6 この申告に応答 する者の氏名及び 底名 (電話 47-1234)			11 課税標準の特例 有・無
				7 税理士等 の氏名 金山一郎 (電話 47-4321)			12 特別償却又は圧縮記帳 有・無
				13 税務会計上の償却方法 (定率法) 定額法			14 青色申告 有・無
資産の種類		取 得 価 額		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 太田市浜町13 ② ③		貸主の名称等 16 借用資産 (有・無) (株)太田リース (プリンター、コピー機)	
前年に取得したもの(イ) 1 構築物 2 機械及び 装 置 3 船 舶 4 航 空 機 5 車両及び 運 搬 具 6 工具、器具 及び備品 7 合 計		前年中に減少したもの(ロ) 200,000 5,000,000 500,000 1,500,000 200,000 438,239 5,638,239	前年中に取得したもの(ハ) 200,000 500,000 1,500,000 200,000 1,700,000 200,000 700,000	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ) 400,000 6,000,000 1,700,000 238,239 238,239 6,638,239			17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家
資産の種類		評 価 額 (ホ)	* 決 定 価 格 (ヘ)	* 課 稅 標 準 額 (ト)	18 備考(添付書類等) 該当するものに赤○をつけてください。		
1 構築物 2 機械及び 装 置 3 船 舶 4 航 空 機 5 車両及び 運 搬 具 6 工具、器具 及び備品 7 合 計		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	1 A B C D	2 A B C D	
					3 A B C D	4 A B C D	
					5 A B C D	6 A B C D	
					7 A B C D	8 A B C D	
					9 A B C D	10 A B C D	
					11 A B C D	12 A B C D	
					13 A B C D	14 A B C D	
					15 A B C D	16 A B C D	
					17 A B C D	18 A B C D	
					19 A B C D	20 A B C D	
					21 A B C D	22 A B C D	
					23 A B C D	24 A B C D	
					25 A B C D	26 A B C D	
					27 A B C D	28 A B C D	
					29 A B C D	30 A B C D	
					31 A B C D	32 A B C D	
					33 A B C D	34 A B C D	
					35 A B C D	36 A B C D	
					37 A B C D	38 A B C D	
					39 A B C D	40 A B C D	
					41 A B C D	42 A B C D	
					43 A B C D	44 A B C D	
					45 A B C D	46 A B C D	
					47 A B C D	48 A B C D	
					49 A B C D	50 A B C D	
					51 A B C D	52 A B C D	
					53 A B C D	54 A B C D	
					55 A B C D	56 A B C D	
					57 A B C D	58 A B C D	
					59 A B C D	60 A B C D	
					61 A B C D	62 A B C D	
					63 A B C D	64 A B C D	
					65 A B C D	66 A B C D	
					67 A B C D	68 A B C D	
					69 A B C D	70 A B C D	
					71 A B C D	72 A B C D	
					73 A B C D	74 A B C D	
					75 A B C D	76 A B C D	
					77 A B C D	78 A B C D	
					79 A B C D	80 A B C D	
					81 A B C D	82 A B C D	
					83 A B C D	84 A B C D	
					85 A B C D	86 A B C D	
					87 A B C D	88 A B C D	
					89 A B C D	90 A B C D	
					91 A B C D	92 A B C D	
					93 A B C D	94 A B C D	
					95 A B C D	96 A B C D	
					97 A B C D	98 A B C D	
					99 A B C D	100 A B C D	
					101 A B C D	102 A B C D	
					103 A B C D	104 A B C D	
					105 A B C D	106 A B C D	
					107 A B C D	108 A B C D	
					109 A B C D	110 A B C D	
					111 A B C D	112 A B C D	
					113 A B C D	114 A B C D	
					115 A B C D	116 A B C D	
					117 A B C D	118 A B C D	
					119 A B C D	120 A B C D	
					121 A B C D	122 A B C D	
					123 A B C D	124 A B C D	
					125 A B C D	126 A B C D	
					127 A B C D	128 A B C D	
					129 A B C D	130 A B C D	
					131 A B C D	132 A B C D	
					133 A B C D	134 A B C D	
					135 A B C D	136 A B C D	
					137 A B C D	138 A B C D	
					139 A B C D	140 A B C D	
					141 A B C D	142 A B C D	
					143 A B C D	144 A B C D	
					145 A B C D	146 A B C D	
					147 A B C D	148 A B C D	
					149 A B C D	150 A B C D	
					151 A B C D	152 A B C D	
					153 A B C D	154 A B C D	
					155 A B C D	156 A B C D	
					157 A B C D	158 A B C D	
					159 A B C D	160 A B C D	
					161 A B C D	162 A B C D	
					163 A B C D	164 A B C D	
					165 A B C D	166 A B C D	
					167 A B C D	168 A B C D	
					169 A B C D	170 A B C D	
					171 A B C D	172 A B C D	
					173 A B C D	174 A B C D	
					175 A B C D	176 A B C D	
					177 A B C D	178 A B C D	
					179 A B C D	180 A B C D	
					181 A B C D	182 A B C D	
					183 A B C D	184 A B C D	
					185 A B C D	186 A B C D	
					187 A B C D	188 A B C D	
					189 A B C D	190 A B C D	
					191 A B C D	192 A B C D	
					193 A B C D	194 A B C D	
					195 A B C D	196 A B C D	
					197 A B C D	198 A B C D	
					199 A B C D	200 A B C D	
					201 A B C D	202 A B C D	
					203 A B C D	204 A B C D	
					205 A B C D	206 A B C D	
					207 A B C D	208 A B C D	
					209 A B C D	210 A B C D	
					211 A B C D	212 A B C D	
					213 A B C D	214 A B C D	
					215 A B C D	216 A B C D	
					217 A B C D	218 A B C D	
					219 A B C D	220 A B C D	
					221 A B C D	222 A B C D	
					223 A B C D	224 A B C D	
					225 A B C D	226 A B C D	
					227 A B C D	228 A B C D	
					229 A B C D	230 A B C D	
					231 A B C D	232 A B C D	
					233 A B C D	234 A B C D	
					235 A B C D	236 A B C D	
					237 A B C D	238 A B C D	
					239 A B C D	240 A B C D	
					241 A B C D	242 A B C D	
					243 A B C D	244 A B C D	
					245 A B C D	246 A B C D	
					247 A B C D	248 A B C D	
					249 A B C D	250 A B C D	
					251 A B C D	252 A B C D	
					253 A B C D	254 A B C D	
					255 A B C D	256 A B C D	
					257 A B C D	258 A B C D	
					259 A B C D	260 A B C D	
					261 A B C D	262 A B C D	
					263 A B C D	264 A B C D	
					265 A B C D	266 A B C D	
					267 A B C D	268 A B C D	
					269 A B C D	270 A B C D	
					271 A B C D	272 A B C D	
					273 A B C D	274 A B C D	
					275 A B C D	276 A B C D	
					277 A B C D	278 A B C D	
					279 A B C D	280 A B C D	
					281 A B C D	282 A B C D	
					283 A B C D	284 A B C D	
					285 A B C D	286 A B C D	
					287 A B C D	288 A B C D	
					289 A B C D	290 A B C D	
					291 A B C D	292 A B C D	
					293 A B C D	294 A B C D	
					295 A B C D	296 A B C D	
					297 A B C D	298 A B C D	
					299 A B C D	300 A B C D	
					301 A B C D	302 A B C D	
					303 A B C D	304 A B C D	
					305 A B C D	306 A B C D	
					307 A B C D	308 A B C D	
					309 A B C D	310 A B C D	
					311 A B C D	312 A B C D	
					313 A B C D	314 A B C D	
					315 A B C D	316 A B C D	
					317 A B C D	318 A B C D	
					319 A B C D	320 A B C D	
					321 A B C D	322 A B C D	
					323 A B C D	324 A B C D	
					325 A B C D	326 A B C D	
					327 A B C D	328 A B C D	
					329 A B C D	330 A B C D	
					331 A B C D	332 A B C D	
					333 A B C D	334 A B C D	
					335 A B C D	336 A B C D	
					337 A B C D	338 A B C D	
					339 A B C D	340 A B C D	
					341 A B C D	342 A B C D	
					343 A B C D	344 A B C D	
					345 A B C D	346 A B C D	
					347 A B C D	348 A B C D	
					349 A B C D	350 A B C D	
					351 A B C D	352 A B C D	
					353 A B C D	354 A B C D	
					355 A B C D	356 A B C D	
					357 A B C D	358 A B C D	
					359 A B C D	360 A B C D	
					361 A B C D	362 A B C D	
					363 A B C D	364 A B C D	
					365 A B C D	366 A B	

事業種目を具体的に記入してください。(例:建設機械製造業・自動車販売業等)
また、法人にあっては、資本金又は出資金の金額も記入してください。

事業を開始した年月を記入してください。

各項目の有無について、該当する方を○で囲んでください。

太田市内の主な事業所を3ヶ所まで記入してください。

借用（リース）資産の有無について該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には、貸主の名称等を記入してください。ただし、不動産・自動車は含みません。

自己所有・借家の該当する方を○で囲んでください。どちらも該当する場合は両方を○で囲んでください。

備考欄は、令和6年1月1日現在該当するものを赤〇で囲んでください。また、閉鎖等の年月日や住所・名称等の変更があった場合は、旧住所・旧名前を記入してください。

なお、償却資産を所有されていない方は、『該当資産なし』を印んで、ご提出ください。

9. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

令和 6 年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）												(提出用)			
行番号	資産の種類	*資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	*減価残存率	*価額	*課税標準の特例	*課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月								
01	6	0001	パソコン		2	H	12	3	400 000	4	0.562	20 000	20 000	1.2 3.4	除却
02	2	0002	センパン		1	S	49	7	3 500 000	10	0.794	175 000	175 000	1.2 3.4	
03	2	0003	ジドウセンパン		1	S	53	7	600 000	12	0.825	30 000	30 000	1.2 3.4	除却
04	2	0004	スタンド設備		1	H	7	3	1 897 915	2	0.316	94 895	94 895	1.2 3.4	
05	2		ローリー		1	H	22	5	1 500 000	4				1.2 3.4	
06	6		パソコン		2	R	5	8	450 000	4				1.2 3.4	
07														1.2 3.4	
08														1.2 3.4	
09														1.2 3.4	
10														1.2	
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
*印欄は記入する必要はありません。ただし、自社電算処理による申告をする場合は記入してください。												合計			

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ(移動年月日を摘要欄に記入)、4その他いずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一

前年までに申告された償却資産について、減少資産がある場合、該当する資産の行を赤二本線で抹消し、その行の摘要欄にその事由を記入してください。

増加資産がある場合、追加で記入していただくか、増加資産用の明細書を同封しているのでそちらに記載してください。
資産の種類、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を記載してください。

「資産の種類」は数字で記入してください。

構築物.....1
機械及び装置.....2
船舶.....3
航空機.....4
車両及び運搬具.....5
工具、器具及び備品.....6

資産コードは記入する必要はありません。

印字されています。

印字されています。

年号はアルファベットで記載してください。

昭和：S／平成：H／令和：R

増加資産の「減価残存率」・「価額」・「課税標準の特例」・「課税標準額」は記入する必要はありません。

増加事由は
1 新品取得
2 中古品取得
3 移動による受け入れ
4 その他（摘要欄に理由を記入してください。）

いずれかに○印を付けてください。

*印欄は記入する必要はありません。ただし、自社電算処理による申告をする場合は記入してください。

合計

10. 課税標準の特例の適用を受ける資産

次の償却資産については、課税標準について特例の適用が受けられます。なお、この他にも特例がありますので、地方税法を確認のうえ詳しいことは太田市ホームページ「償却資産の申告について」をご覧いただか、太田市役所資産税課までお問い合わせください。

対象資産	適用条件等	特例率(期間)	適用条項	
ガス事業者が新設したガスの製造及び供給の用に供する資産		1/3(取得後5年間) 2/3(その後5年間)	第349条の3 第2項	
汚水又は廃液処理施設	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの	1/2(永年) ※わがまち特例	法附則第15条 第2項第1号	
ごみ処理施設	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの	1/2(永年)	法附則第15条 第2項第2号	
一般廃棄物最終処分場	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの	2/3(永年)	法附則第15条 第2項第3号	
産業廃棄物処理施設 (石綿が含まれているもの)	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの	1/2(永年)	法附則第15条 第2項第4号(イ)	
産業廃棄物処理施設 (上記以外のもの)	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの	1/3(永年)	法附則第15条 第2項第4号(ロ)	
公共下水道の使用者が設置した除害施設	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの	4/5(永年) ※わがまち特例	法附則第15条 第2項第5号	
企業主導型事業者が設置した特定事業所内保育施設	平成29年4月1日から令和6年3月31日までに設置したもの	1/2(5年間) ※わがまち特例	法附則第15条 第32項	
家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業者が直接事業の用に供する資産	事業所内保育事業は、利用定員が1人以上5人以下の場合が対象	1/2(永年) ※わがまち特例	第349条の3 第27・28・29項	
中小企業等経営強化法に基づく先端設備等	設備の要件	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する①から⑥までの設備、⑥の事業用家屋 令和5年3月31日までに取得 ①機械装置 (160万円以上/10年以内) ②測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ③器具備品 (30万円以上/6年以内) ④建物附属設備 (60万円以上/14年以内) ⑤構築物 (120万円以上/14年以内) ⑥事業用家屋 (取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入された)	ゼロ(3年間)	法附則第64条
		認定支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備		
		①機械装置 (160万円以上/10年以内)		
		②測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内)		
		③器具備品 (30万円以上/6年以内)		
		④建物附属設備 (60万円以上/14年以内)		
		※⑤、⑥は対象外		
	設備の要件	~令和6年3月31日 取得 1/3(5年間)	1/2(3年間) <賃上げ表明ありの場合> ~令和7年3月31日 取得 1/3(4年間)	法附則第15条 第45項
		~令和7年3月31日 取得 1/3(4年間)		

11. 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示すると次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設 備 等 の 内 容	家屋と設備等の所有関係			
			同 じ 場 合		異 な る 場 合	
			家 屋	償却資産	家 屋	償却資産
建 築 工 事	内 装・造 作 等	床・壁・天井仕上、店舗製作等工事一式	○			○
外 構 工 事	外 構 工 事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		○		○
電 気 設 備	受 変 電 設 備	設備一式		○		○
	予 備 電 源 設 備	発電所電気設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中 心 監 視 設 備	設備一式		○		○
	電 灯 コンセント 設 備	屋外設備一式		○		○
	照 明 器 具 設 備	屋内設備一式	○			○
	電 力 引 込 設 備	引込工事		○		○
	動 力 配 線 設 備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電 話 設 備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	L A N 設 備	設備一式		○		○
	放 送・拡 声 設 備	マイク、スピーカー、アンプ等機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	監 視 カ メ ラ 設 備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	避 雷 設 備	設備一式	○			○
	火 災 報 知 設 備	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給 排 水 設 備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給 湯 設 備	局所式給湯設備（電気温水器、湯沸器用）		○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○			○
	ガ 斯 設 備	中央式給湯設備				
		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
空 調 設 備	衛 生 設 備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○
	消 火 設 備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○
	空 調 設 備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	運 搬 設 備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	厨 房 設 備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			○
	そ の 他	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	そ の 他	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易簡仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターポールを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールポックス、カーテン・ブライント等		○		○

12. 主な償却資産とその耐用年数(業種別)

主な償却資産を「業種」別に例示すると次のとおりです。()内の数字は各資産の耐用年数です。

業種	主な償却資産の内容
共通	事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パーソナルコンピューター(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、アスファルト舗装(10)、コンクリート路面、砂利道(15)、その他
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸し器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、冷蔵庫(6)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、自動販売機(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ポール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(5)、その他
医(歯)業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産貸付業 (共同住宅等)	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植樹等)(20)、外灯(10)、舗装路面(10又は15)、自転車置場(10又は15)、その他
農業	農耕用車両(小型特殊自動車を除く)(7)、農業用機械設備(7)、ビニールハウス(10又は14)、農業用器具(7)、その他
太陽光発電事業	太陽光発電設備一式(17)、外構設備(10)、その他

13. 実地調査等のご協力のお願い

申告書の受理後、適正かつ公平な課税を行うため地方税法第353条(質問検査権)および第408条(実地調査)に基づく訪問調査・簡易調査(固定資産台帳を郵送していただく調査)を順次行っております。調査を行う際にはご協力ををお願いいたします。また、地方税法354条の2に基づき、税務署に申告した所得税又は法人税の申告書類について閲覧を行うことがあります。

なお、実地調査に伴い申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく5年度分まで遡及して課税することもあります。また、過年度分について追加課税となつた場合、通常とは異なり納期は1回となりますので、あらかじめご承知おきください。